

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する取組を支援します
～ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 ～

再生・利用の取組に
国の支援があります。

刈払・抜根



耕起・整地



土づくり・作付け



対象者等

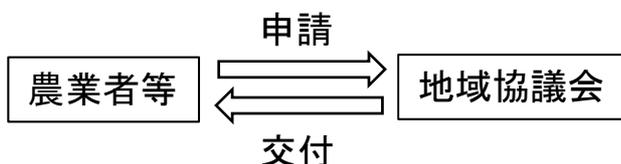
- 農業者、農業生産法人、農業へ参入する法人、農地中間管理機構等
 - ※ 農地中間管理機構が行う取組も支援します。
 - ※ 農用地区域内にあり、再生作業に一定以上の労力と費用を要する「荒廃農地」が対象です。

事業要件

- 土地所有者に代わり、再生作業後に5年間以上耕作して頂く必要があります。

事業申請

- 市町村の地域耕作放棄地対策協議会(地域協議会)に申請して頂く必要があります。上記の荒廃農地であり、事業要件を満たせるか等について、地域協議会が審査します。



支援内容

再生作業



補助率

5万円/10a^{注1}(自力施工の場合)

1/2以内(重機を用いる場合)

注1 中心経営体に集約化する場合は6万円/10a

土づくり、営農定着



補助率

2.5万円/10a

小規模基盤整備、基盤整備



補助率

2.5万円/10a(小規模基盤整備)

1/2以内^{注2}(基盤整備)

注2 沖縄県は2/3以内

経営(加工品試作、試験販売)



補助率

定額

農業用機械の借り上げ、施設の整備、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設等



補助率

1/2以内^{注2}

注2 沖縄県は2/3以内

詳細については、各市町村の地域協議会または農村振興局農村計画課(☎03-6744-2442)までご連絡ください

地域協議会の連絡先はホームページに掲載しています

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_madoguti/index.html